

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 (第25回) ご説明資料

JFN(全国FM放送協議会)

加盟社38社



2024年4月10日

(株) エフエム東京

1 radiko等のネット配信サービスをどう考えるか

民間AM放送のFM放送への転換には二つの側面

- ① AMのかわりにワイドFMで聴くようになる
- ② 電波で聴けなくなる地域が出現することがある

新たな特例措置の要件に関する「ラジオ放送においてradiko等のインターネット配信サービスをどのように考えるか」との問題提起は、上記②への対応の際の課題と認識

放送が電波で聴けなくなることは、FM放送事業者にも起こり得るため、この問題には、JFN加盟局も大きな関心

資料A: JFN加盟38局への照会の結果(自由記述式)2022年4月

1 中継局の経費や保守点検についての負担感はどうか

16局・・・負担感がある

2 radikoで代替することで中継局を廃止できるか

- ・8局・・・災害時を考えると、radikoで代替できず廃止は無理
- ・2局・・・聴取はカーラジオが中心で、平時でも代替できない
- ・1局・・・radikoで代替できるようになれば歓迎
- ・2局・・・電波を出し続ける事が重要でradikoに頼るべきでない

2 特例措置の要件について

「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」(2023年3月9日)抜粋

新たなFM中継局の整備や既存のFM補完中継局の運用、ケーブルテレビ再送信の実施を可能な限り行っても、当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域への対応

(3) 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと

ア 特例適用局の運用休止に伴い、当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体等⁸に対して、適切な周知を行うこと。

イ 災害時のラジオ放送の対応についての取決めがある地方公共団体⁹に対し、特例適用局の運用休止に関して説明の上、大規模災害発生時等における対応について、運用休止する特例適用局の運用再開や再休止等も含めた必要な調整を行うこと。

ウ 災害時の対応について、特例適用局の運用休止により当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体に対し、上記イと同様の調整を行うこと。

⁸ ここでいう「当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体等」には、AM放送の再送信を行っている関係者（道路関係者やケーブルテレビ事業者等）を含む。

⁹ ここでいう「災害時のラジオ放送の対応についての取決めがある地方公共団体」は、

- ・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6項に基づいて指定地方公共機関として自社を指定している都道府県
- ・同法第57条（第61条の3において準用する場合を含む。）に規定する警報の伝達等のための通信設備の優先利用等に係る同法施行令（昭和37年政令第288号）第22条に規定する手続を定めている都道府県又は市町村

の2類型とする。

資料B: 令和6年能登半島地震後の携帯電話サービス等の支障状況

radiko聴取は通信網に依存⇒平時は世帯カバー率100%だが、震災後は・・・

	1月2日（火） 6:30 現在				1月9日（火） 7:00 現在			
	NTT ドコモ	KDDI (au)	ソフト バンク	楽天 モバイル	NTT ドコモ	KDDI (au)	ソフト バンク	楽天 モバイル
石川県								
七尾市	支障あり	支障あり	支障あり		支障あり			支障あり
輪島市	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり
珠洲市	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり
志賀町	支障あり	支障あり	支障あり					
穴水町	支障あり	支障あり	支障あり		支障あり			
能登町	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり	支障あり
宝達志水町				支障あり				
金沢市			支障あり					
新潟県								
糸魚川市	支障あり		支障あり					

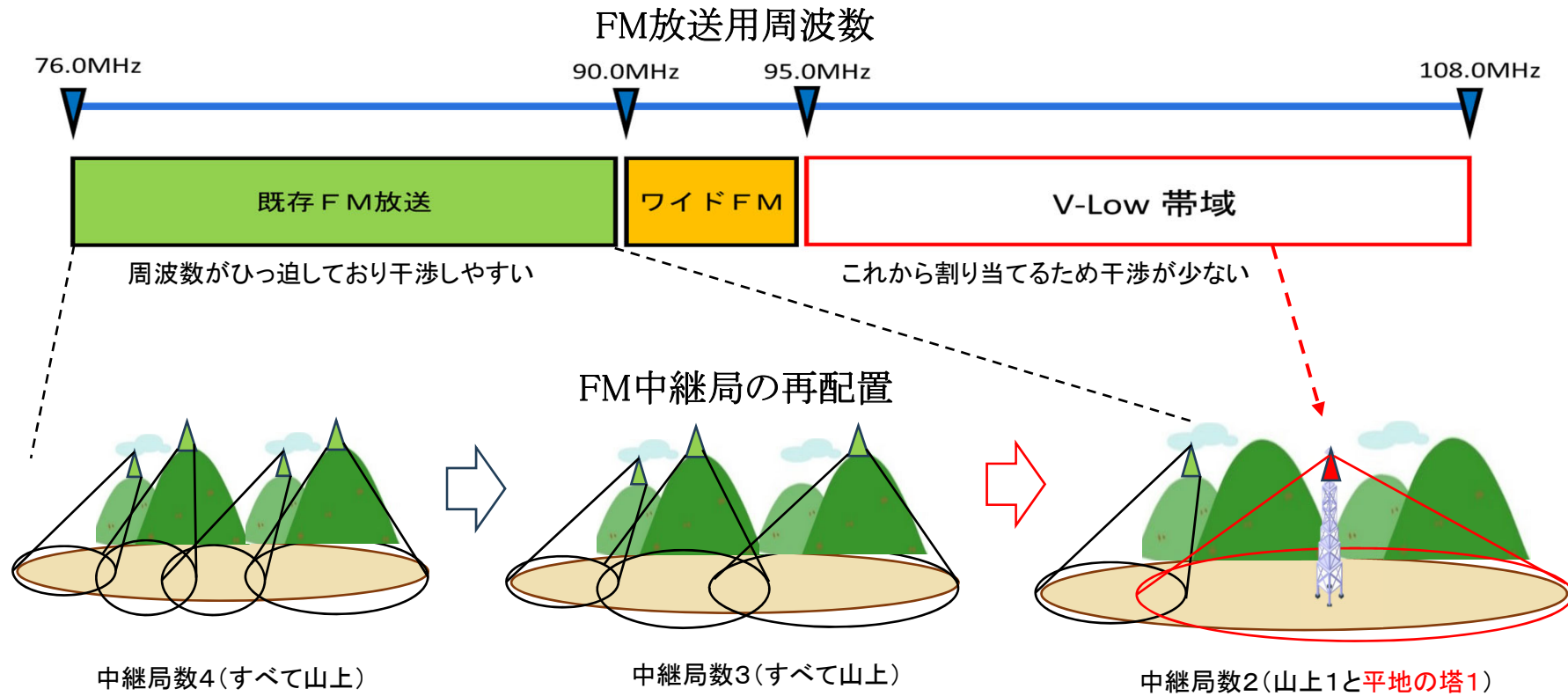
↑出典: 総務省作成資料より抜粋
https://www.soumu.go.jp/main_content/000937303.pdf

令和6年能登半島地震において停波したラジオ

局所名	事業者	経緯
輪島(AM)	北陸放送	1/4 停波 1/7 停波解消(受信ルート変更)
輪島町野(FM)	NHK	1/2 停波 1/24 停波解消(商用電源回復)
輪島FM補完(FM)	北陸放送	1/3 停波 1/15 停波解消(仮設送信所設置)
羽咋(はくい)(FM)	NHK	1/1 停波
	FMいしかわ	1/2 停波解消(仮設空中線設置)

出典: 検討会事務局作成資料(第24回)

3 FM局からの要望: V-LOW帯域の利用



中継局の数を減らす再配置を検討する際、アクセスも改善できるように、FM放送事業者にも、V-LOW帯域を使用させて頂きたい

4 radikoについて留意頂きたいこと

輻輳について

- 前述のとおり、radikoの取り組み以上に、通信ネットワーク側の事情によるところが大きい

遅延について

- radikoの聴取には、9割以上がスマートフォン・アプリを利用
 - スマホなら、エリアメールや防災アプリで、緊急地震速報等のリアルタイム入手が可能
- ⇒ 低遅延での緊急地震速報を radikoにどれだけ期待するかは、ユーザー次第ではないか

5 最後に

放送をFM波で届けられなくなる場合、その地域との対話が重要であることは、FM放送事業者も認識

この対話の重要性は、FM転換でAM局を廃止する際に放送を電波で届けられなくなる地域が生じるAM放送事業者と共通のもの

AM局のFM転換について検討する際は、FM局にも発言の機会を頂きますよう、お願い致します